

各位

平成 30 年 12 月 20 日  
放射線取扱主任者

放射光科学研究施設における放射線障害防止法施行規則  
第 22 条の 3 項の適用について

放射光科学研究施設において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間 : 2018 年 12 月 25 日 (火) から 2019 年 2 月 11 日 (月) まで
2. 場 所 (図参照) :
  - a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード (図 1)
  - b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室 (図 1)
  - c) 放射光科学研究施設・光源棟実験室 (図 2)

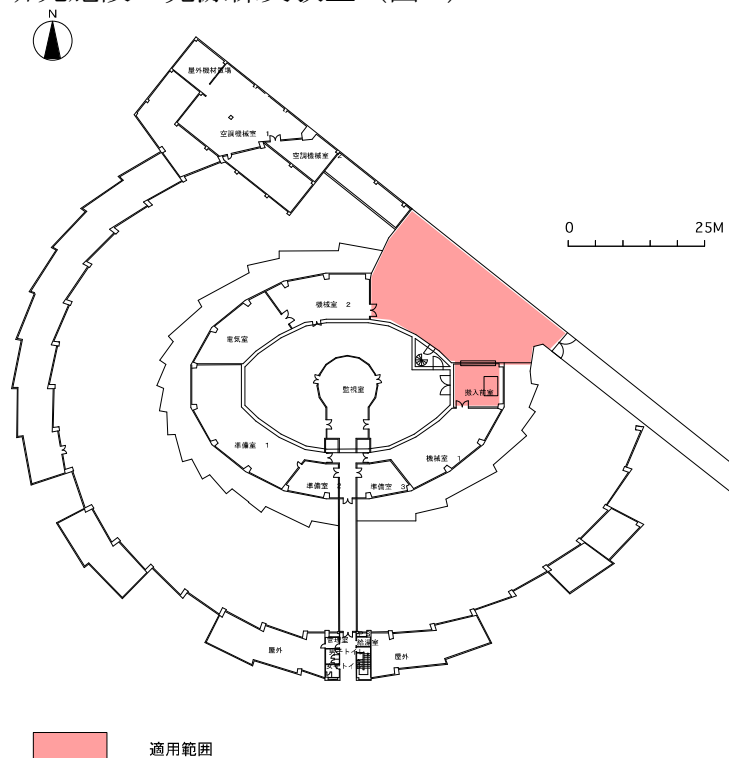


図 1. 光源棟 2 階サービスヤード及び搬入前室における適用範囲

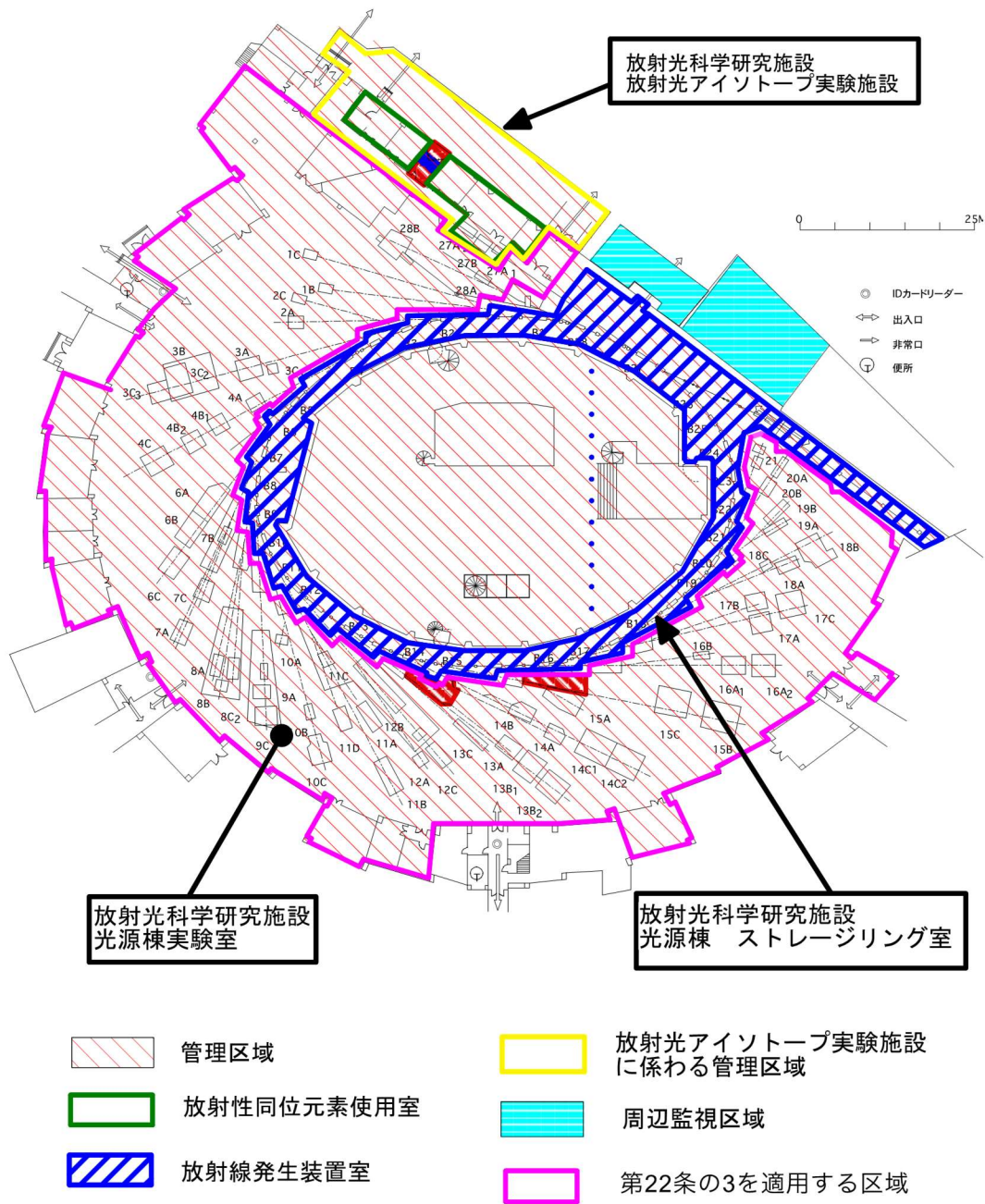


図2. 光源棟実験室における適用範囲

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員